

令和7年度宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業募集要領

1 補助事業者

交付要綱第2条のとおり

2 外国人介護人材の在留資格

補助金の交付の対象となる外国人介護人材は、以下の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とします。

- ① 特定活動（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）
- ② 介護
- ③ 技能実習
- ④ 特定技能1号

3 補助対象経費

補助の対象となる経費については、交付要綱第3条に定める補助対象経費のうち、以下の経費とします。

- ① 報償費
日本語学習等における外部講師への謝金
- ② 旅費
介護福祉士の国家試験受験や外部講習等への参加における交通費
- ③ 需用費
日本語の習得や介護福祉士の資格取得を目指すために必要な教材の購入費等
- ④ 使用料及び賃借料
講習等に必要となる会場の使用料等
- ⑤ 負担金
研修等の受講料等
- ⑥ 備品購入費
多言語翻訳機や自転車等の購入費
なお、購入した備品が本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合にのみ補助対象とします。

4 補助基準額、補助率、補助額等

補助基準額	補助率	補助額
300,000円 (1施設あたり)	3分の2	補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較し、低い方の金額に3分の2を乗じて得た額以内とする。 (1,000円未満切り捨て)

※ 予算額：2,200,000円

5 事業実施期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

なお、研修等については、研修修了日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までであることとします。

6 応募方法

この事業の補助金の交付を希望する者は、次により応募してください。

(1) 提出書類

- ① 事業計画書（別記様式第1号）
- ② 収支予算書（別記様式第2号）
- ③ 申請額算出内訳書（別記様式第3号）
- ④ 外国人介護人材に係る雇用契約書の写し
- ⑤ 購入・支出予定対象のカタログ、パンフレット等
- ⑥ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ⑦ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）
- ⑧ 誓約書（別記様式第5号）
- ⑨ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限 令和7年9月30日（火）（必着）

※期限到来後、申請額を予算の範囲内で調整した上で交付決定を行います。

※補助金申請額の総額が、補助金の予算額を超える場合には、前年度にこの補助金の交付実績がない法人を優先して予算を配分します。

※上記期限までの応募状況により、追加募集を行うことがあります。

(3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当

電 話：0985-26-7059

メールアドレス：choju@pref.miyazaki.lg.jp

(4) 提出方法

メール、持参又は郵送

※郵送する場合は、「外国人介護人材受入施設等環境整備事業関係」と朱書きしてください。

※電子メールにより提出する場合は、提出した日の翌開庁日までに受信確認のメールが届かないときは必ず電話により受信の確認をしてください。

7 補助金の交付を希望する者にかかる責務等

補助金の交付を希望する者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- ① 申請手続き等を行う場合は、交付要綱及び本要領の内容を十分確認すること。
- ② 事業全体の進行管理について責任を持つこと。
- ③ 事業計画の内容を変更する必要があるときは、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。
- ④ 事業が終了したときは、交付要綱に規定する期日までに実績報告書を提出すること。
- ⑤ 補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

8 留意事項

当該事業のみで使用されることが確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、補助対象外とします。

（参考）今後の予定

時 期	内 容
4 月	募集開始
9 月 30 日(火)	募集締め切り（事業計画書等の提出）
10 月初旬	県による交付決定
事業完了後 30 日以内	実績報告 交付確定 請求書提出 補助金の交付
令和 8 年 4 月 10 日(金)	実績報告最終期限